

合併協定書

平成 1 7 年 3 月 4 日

高松市 ・ 香川町

1 合併の方式

香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日については、平成18年1月10日とする。

3 新市の名称

新市の名称については、高松市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

5 財産の取扱い

香川町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、香川町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香川町の区域により選挙区を設ける。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

香川町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。

香川町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併

の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

9 地方税の取扱い

地方税については、高松市の制度に統一する。

ただし、

1 香川町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。

(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

(3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

(4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。

2 香川町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

3 香川町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

香川町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。

11 町名・字名の取扱い

香川町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「香川町大野」、「香川町寺井」、「香川町浅野」、「香川町川内原」、「香川町川東上」、「香川町川東下」、「香川町東谷」、「香川町安原下第3号」、「香川町安原下第1号」とする。

12 慣行の取扱い

市章については、高松市の市章を用いる。

市民憲章については、高松市の市民憲章を用いる。

都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。

市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、香川町の町木については、香川地区の推奨の木とする。

13 事務組織及び機構の取扱い

現在の香川町役場については、香川町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。

香川支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香川町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

15 特別職の職員の身分の取扱い

香川町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）は、合併期日の前日をもって失職する。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。

香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。

17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

香川町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じる。

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努める。

19 消防団の取扱い

香川町消防団については、高松市消防団に統合する。

消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く３年度に限り、現行のとおりとする。

23 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の第１号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第３期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。

香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとし、香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として事業を継続する。

24 各種事務事業の取扱い

24 - 1 都市提携

都市提携については、高松市の制度を適用する。

24 - 2 電算システム事業

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。

24 - 3 広聴広報事業

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、現在、香川町において実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないよう、取り扱うものとする。

防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続する。

24 - 4 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

24 - 5 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。

香川町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。

24 - 6 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 - 7 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

香川町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町地域における高齢者と施設の交流事業（配食サービス事業）の実施方法については、合併年度及びこれに続く３年度に限り、現行のとおりとする。

高齢者生きがいデイサービス事業の対象者のうち、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香川町地域においてデイサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。

合併時において、香川町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の香川町の利子補給利率を適用する。

香川町の温泉無料入湯券交付事業については、合併時の対象者で、香川町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。

24 - 8 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

24 - 9 児童福祉事業

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

香川町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から４年度目において、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

香川町の遠距離通園者等に対する助成については、合併時において廃止する。

香川町の地域子育て支援センター事業（直営）については、現行のとおり実施する。

香川町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブと

して引き継ぐ。

ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。

香川町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から３年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整する。

香川町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。

香川町が借地料を補助している認可保育所用地については、無償貸与方式とする。

24 - 10 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

特定疾患援護事業、原子爆弾被爆者援護事業及び介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整する。

緊急通報装置貸与等事業の香川町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く３年度、または香川町の制度における年齢要件に達する日のいずれか早い時期までに限り、対象者とみなすものとする。

24 - 11 保健衛生事業

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

香川町保健福祉総合センターについては、市町村保健センターとして、高松市に引き継ぐ。

香川町地域における１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く３年度について、現行のとおりとする。

香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く３年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 12 病院事業

香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として高松市に引き継ぎ、存続する。

ただし、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、病院事業の改革・改善をはじめ、望ましいあり方について検討を行うものとする。

24 - 13 環境対策事業

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

香川町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く２年度について、現行のとおりとする。

香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く２年度に限り、香川町地域において、使用できるものとする。

ごみ処理事業（手数料）に係る香川町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く２年度について、現行のとおりとする。

香川町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、

合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町が実施している航空機騒音調査については、平成１８年度まで、現行のとおりとする。

香川町の下倉貯留槽については、し尿中継用貯留施設として継続して使用する。

24 - 14 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く３年度について、現行のとおり実施する。

合併時において、香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用する。

香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続する。

合併時まで償還を終えていない香川町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施する。

24 - 15 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金については、合併年度は現行のとおりとする。

香川町が実施している農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会、香川町養鶏組合、園芸団体及び農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く３年度について、実施する。

香川町が実施している有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこれに続く３年度に限り、実施する。

香川町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

香川町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

香川町の農林漁業公庫資金償還金については、高松市が引き継ぐ。

香川町の「ふるさと物産まつり」については、現行のとおり実施する。

24 - 16 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

香川町地域の用途地域については、現行のとおりとする。

香川町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。

香川町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

合併時において、香川町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く２年度に限り、現行のとおりとする。

急傾斜地崩壊対策事業に係る香川町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

水防対策に係る香川町住民への周知方法については、現行のとおりとする。

24 - 17 交通関係事業

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時まで調整するものとする。

香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。

24 - 18 上水道事業

香川町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域において、１か月の水道料金が増加するものについては、合併後４年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

24 - 19 下水道事業

下水道事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

水洗便所改造資金支援制度により、香川町で合併時まで融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香川町の制度を適用する。

香川町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

香川町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

24 - 20 消防防災関係事業

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の防災センターについては、高松市の防災センターとして引き継ぐ。

香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。

戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整する。

24 - 21 学校教育事業

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

香川町地域で実施している幼稚園児通園援助、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続する。

香川町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時まで調整する。

香川町地域における小学校の学校行事等参加補助及び中学校の部活動に伴う体育館使用料については、現行のとおりとする。

香川町地域における修学旅行等補助、クラブ・部活動等補助及び学校生活支援事業については、合併年度は現行のとおりとする。

香川町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く３年度に限り、現行のとおりとする。

香川町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く５年度に限り、現行のとおり実施する。

香川町地域の幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から４年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。

香川町地域の幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 - 22 社会教育事業

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の子ども会活動の促進、ＰＴＡ活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町の学校週５日制関連地域づくり事業、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会及び卓球大会については、合併年度及びこれに続く２年度に限り、現行のとおりとする。

香川町地域の校区子ども会、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から４年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。

香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。

香川町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

りとする。

香川町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一する。

香川町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 23 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の文化財保存等事業に係る補助については、現行のとおりとする。

香川町の「ふるさと歴史探訪」については、現行のとおり実施する。

香川町文化協会に対する補助については、合併時までに調整する。

24 - 24 その他の事業

○ 外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

○ 市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容については、合併時までに調整するものとする。

○ 情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

○ 水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

- 契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

- 女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

- 葬斎関係事業

葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用及びやすらぎ苑葬については、協定項目第 16 号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。

香川町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。

- 青少年健全育成事業

青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

なお、香川町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。

25 建設計画

建設計画については、別冊のとおり定める。

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく高松市香川地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 4 0 年法律第 6 号) 第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく審議会として、合併前の香川町の区域 (以下「設置区域」という。) に高松市香川地区地域審議会 (以下「地域審議会」という。) を置く。

(設置期間)

第 2 条 地域審議会の設置期間は、平成 1 8 年 1 月 1 0 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(所掌事務)

第 3 条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ
て審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と香川町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と香川町との合併に関する建設計画の変更に關すること。
- (3) 香川町地域のまちづくりに關すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 地域審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 地域審議会の会議 (以下「会議」という。) は、毎年度 2 回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の 3 分の 1 以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第 9 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

調 印 書

高松市、香川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく高松市・香川町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。

平成17年3月4日

高松市長

増田 昌三



香川町長

石 弘司



（立会人）

香川県知事

真鍋武紀

立 会 人

(高 松 市)

合併協議会委員

井 筭 辰 夫

合併協議会委員

谷 本 繁 男

合併協議会委員

大 橋 光 政

合併協議会委員

梶 村 傳

合併協議会委員

大 浦 澄 子

合併協議会委員

三 笠 輝 彦

合併協議会委員

森 谷 芳 子

合併協議会委員

井 原 健 雄

合併協議会委員

鎌田郁雄

合併協議会委員

千葉規美子

(香川町)

合併協議会委員

松本吉弘

合併協議会委員

御厩武史

合併協議会委員

北中千子

合併協議会委員

溝渕敬

合併協議会委員

初瀬恭次郎

合併協議会委員

畠田道教

合併協議会委員

合併協議会委員

中原 弘

合併協議会委員

長尾 光喜

合併協議会委員

山本 宏美

合併協議会委員